建設業許可申請の手引き　変更箇所一覧（令和4年6月版→ 令和5年4月版）

1　令和４年３月３１日付け建設業法施行規則の一部改正に伴い、財務諸表様式等が変更となりました。
　○様式第１５号（貸借対照表（法人））
　・　流動資産「繰延税金資産」が削除
　・　流動負債「繰延税金負債」が削除
　○様式第１７号（株主資本等変動計算書）
　・　資本金の右隣に「新株式申込証拠金」の列が追加
　○様式第１７号の２（注記表）
　・　「４－２」「１７－２」が追加され、８（１）が削除
　○様式第１９号（損益計算書（個人））
　・　「注　工事進行基準による売上高」の記載が削除

2　資格コード　３６「登録基幹技能者」について、以下の講習修了が新たに資格要件として追加されました。
　・「登録圧入工基幹技能者講習」　とび・土工工事業　（令和４年８月１６日施行）
　・「登録送電線工事基幹技能者講習」　電気工事業、とび・土工工事業　（令和４年１２月１６日施行）
　・「登録さく井基幹技能者講習」　さく井工事業　（令和４年１２月１６日施行）

3　申請書の入手方法について、令和４年１２月末までで（一社）長崎県建設業協会各支部での販売は終了しました。

4　特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額について、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）から4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に引き上げられました。
　主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げられました。
　（建設業法施行令一部改正　令和５年１月１日より施行）

5　令和５年１月１０日から建設業許可の電子申請が開始する案内を追加しました。

6　電子申請開始に伴い、新規許可申請時の営業所の実態調査は廃止します。

（その他の変更）

NO	ページ	変更箇所	変更内容
1	5	※「常勤役員等」 これらに準ずるもの（執行役員等）	○許可事務ガイドライン改正により説明文追加 「例えば、建築部門・土木部門の両方を有する会社において建築部門のみを分掌する場合など」
2	15	（10）許可の拒否と申請の取下げ	取下げ願様式の追加
3	15～16	（11）申請手続きの代理 １　取扱い	○追加 ※電子申請の場合を除く ○削除 （７）建設業新規許可申請時等の営業所調査
4	61	３　変更届の提出 早見表	○追加 確認資料　専技　実務経験
5	62	（１）各種変更届の提出書類一覧	○追加 専任技術者　変更・追加欄 ☆専任技術者の実務経験の確認資料（Ｐ１２０参照）※該当する場合
6	64	■提出期限の取扱いについて	「始末書」の提出は削除
7	75	第５章「解体工事業」について ２　解体工事業の技術者要件	※３　○登録解体工事講習実施機関 登録番号２　（一財）全国建設研修センター　削除
8	82～83	５．認可申請提出書類一覧　早見表 ・専任技術者の資格証明書	○変更 ○→▲〈注５〉〈注５〉　既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない場合は省略可
9	83	５．認可申請提出書類一覧　早見表 ・（確認資料）営業所の写真（本店及び営業所等）	○変更 ○→△　承継等認可後において、変更がある場合に提出
10	117	常勤役員等(経営業務の管理責任者等）２／３　確認資料② 執行役員等　「建設業の経験」欄	○訂正 経験期間のうち6年間　→　5年間

NO	ページ	変更箇所	変更内容
11	129	■雇用保険の加入状況の確認方法（提出書類） ②労働保険事務組合に委託している場合	○追加 ※労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付
12	103	〈参考〉専門工事で間違えやすい工事の例	○変更 リフォーム工事　「建築確認を要する」増築や改築・改造を伴う工事は建築一式工事（原則元請） ○追加 個人住宅の造成、基礎、擁壁、外構工事→とび土工工事 駐車場造成工事→とび土工工事 又は 舗装工事 小規模な車庫、倉庫等の建築工事→とび土工工事 又は 大工工事 等 ○追加　太陽光関係設置工事 ・屋根一体型の太陽光パネル設置工事は屋根工事 ・太陽光パネルの架台の設置工事はとび・土工・コンクリート工事 ・太陽光パネルを設置場所に置いて、固定する工事はとび・土工・コンクリート工事 ・太陽光発電設置工事を含む大規模の建設物や工作物を一括して請け負う場合には、「建築一式工事」や「土木一式工事」
13	104	（３）一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）の考え方	○表現の変更 ※有機的　→　※有機的な組み合わせ：数種類の専門工事が複合的かつ密接に結びついて完成する建設工事 ○追記 ●一式工事の具体例　建築一式工事 増改築工事　→　建築確認を要する増改築工事
14	120	確認資料　専任技術者 実務経験	○追加 ※電子申請の必要書類は、紙による申請の場合と同じです。（バックヤード連携される情報を除く）資格証に係る原本提示は、電子申請に限り不要です。 ※電気工事の実務経験については、次ページ「電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱い」参照
15	121	■電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱い	新規掲載
16	121	■健康保険証　マスキング（例）	新規掲載
17	削除	（10）営業所の実態調査	電子申請が開始されたことに伴い、新規許可申請時の営業所実態調査を廃止するため、削除
18	削除	（14）建設業許可番号の引き継ぎ（認可申請ではなく、廃業届及び新規申請による場合）	令和２年10月1日事業承継等に係る認可の制度新設に伴い削除
19	その他	語句、表現の整理	